

女性に対する暴力をなくす運動 「パープル・ライトアップ」を実施

内閣府では、毎年11月12日から25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、地方公共団体や女性団体、その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発など女性に対する暴力の問題に関する取り組みを実施しています。

市では、全国各地で行われている「パープル・ライトアップ」および市民活動団体「坂東市女性フォーラム」と協力し、市役所1階行政情報コーナーにパープルリボンを設置しました。多くの皆さんにご参加いただき、紫色のリボンが満開となりました。



人権週間キャンペーン活動

12月2日、人権擁護委員の皆さんが、特設人権相談の終了後、市内2か所の商業施設で、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけ、啓発物品を配布するキャンペーンを行いました。

法務大臣から委嘱された8名の人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて解決のお手伝いをするだけでなく、小学校における人権教室などの啓発活動も行っています。

今なお、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害



感染症や障がいを理由とする偏見や差別など、さまざまな人権問題が存在しています。私たち一人一人が、人権は自分と同じように他の人にもあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。



▼知らない人にお金を渡してはダメ！必ず、もう一度息子さんに確認して！